

地域経済循環創造事業交付金について

1. 地域経済循環創造事業交付金（以下「本交付金」という。）は、地域活性化に資する事業について、当該事業の初期投資額に充当することにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とするものであること。
2. 本交付金は、地域の資源と地域の資金を活用して、事業を起こし、雇用を生み出すモデルの構築を行う自治体を支援するものであること。
3. 具体的には、地域金融機関による融資等を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、自治体が助成する経費に対し、総務省が交付金として交付するものであること。

※ 地域金融機関による融資等

- ・地域金融機関（第1地方銀行、第2地方銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等）、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、奄美群島振興開発基金から受ける融資
- ・一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た自治体から受ける無利子の貸付
- ・地域活性化ファンドから受ける出資
- ・民間クラウドファンディングにより調達された資金



4. 事業者へ補助する自治体は、当該事業者の経営能力のほか、事業計画の妥当性（専門人材の確保、販路の確保、採算性等）について地域金融機関等と連携の上、十分な調査を行うこととし、当該事業の立ち上げ及び継続についてしっかりとフォローするものであること。併せて、事業計画策定段階に、事業化段階及び事業化後において助言・フォローを行う者や各関係

者の役割を明確化し、これらの者が当該事業の経営悪化時等の助言・支援を行う体制を構築すること。

5. 事業化後において、上記4の連携及び役割の枠組みを活用する等して、自治体、事業体、地域金融機関等の関係者間において事業の進捗・状況の把握や情報共有を行うこと。
6. 交付対象事業は、地域の資金の活用（地域金融機関による融資等）を伴うものとし、当該地域金融機関等による事業採算性の審査を経るものであること。なお、地域活性化ファンド又は民間クラウドファンディングによる資金のみを活用する場合には、当該地域における商工会議所等による事業採算性の確認を経るものであること。
7. 上記6.における地域金融機関による融資等は無担保の融資である（ただし交付金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合は除く。）こと。なお、当該金融機関は経営者に対して当該事業体の連帯保証人になること（経営者保証）を求めてはならないこと。
8. 対象経費の一部をリース資機材で調達する場合、事業体と地域のリース会社が共同申請を行い事業に取り組むときは、そのリース額を融資相当額とみなすこと。ただし、地域金融機関による融資等は必須（全額リースによる調達は不可）であること。
9. 本交付金の前提となる民間投資（地域金融機関による融資等）については、当該事業体の借入れ可能額等と比較して、合理的な金額を確保した上で、本交付金を申請するものであること。
10. 原則として、立ち上げ後の事業に係る人件費や原材料費等の経常支出については、地元の人材・資源を活用するものとし、計画段階でその確保のほか事業に内在するリスク及びその回避策について綿密な検討を行い、実施計画書に反映させること。また、本事業において発生する地域経済の循環の効果については、投資効果のほか、経済循環創造効果、地域の人的投資拡大効果、地元産業直接効果、課税対象利益等創出効果、地域課題解決効果について検証・研究していくものであること。

※投資効果：(補助額+融資額)/補助額

地域金融機関による融資等が可能となり、自治体の補助額に対して、相当程度の初期投資効果があること。

※経済循環創造効果:売上高の累計(事業継続期間*)/補助額

(*設定時は当初融資期間、以下同じ。)

事業が立ち上がることで、地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、自治体の補助額に対して、相当程度の経済循環(売上)が創出されること。

※地域の人的投資拡大効果:地元雇用人件費の累計(事業継続期間*)/補助額

地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、自治体の補助額に対して、相当程度の雇用が創出されること。

※地元原材料活用効果:地元原材料費の累計(事業継続期間*)/補助額

地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、地元の産物を原材料として購入することにより、自治体の補助額に対して、相当程度の地元産業への直接効果が創出されること。

※課税対象利益等創出効果:課税対象利益等(税引前営業利益+減価償却費相当)の累計(事業継続期間*)/補助額

地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、自治体の補助額に対して、相当程度の課税対象利益等が創出され、税収が期待できること。

※地域課題解決効果:上記までの効果に加え、事業化に伴い、本来であれば、公的
事業として対応する必要があると考えられる様々な外部効果がもたらされること。

(例)・「廃棄物等の商品化」:廃棄物等の商品化(地場産品化)により、処理コストを減少させる
とともに、地場産業への波及

・「一次産品等高付加価値化」:一次産品等の高付加価値化により、地域ブランドの確立

・「地元資源活用にぎわい創出」:地域の固有の文化や資源、高付加価値化サービスや商品によって、人々が集い、ビジネスが生まれる環境の創造

・「流出資金域内還元」:資金を域内で循環させ、雇用の創出と地域資源の活用

1 1. 営利事業者に対する支援及び営利事業者の出資を伴うものについては、利益償還条項が附されること。なお、交付要綱第22条に留意すること。

1 2. 地域金融機関による融資等については、当該金融機関等の了解を交付決定の前提条件とし、原則として、当該融資契約が締結されたことの確認後、本交付金を交付するものであること。(実施計画書 様式第1号-2 III 連携する地域金融機関 参照)

- 1 3. 民間事業者の創業時の資金需要をまかないやすくするとともに、本交付金のレバレッジ効果を高める観点から、ふるさと融資を活用した場合の投資効果については、以下のとおり計算するものであること。
(交付金補助額 + (地域金融機関等融資額 + ふるさと融資額)) / 交付金補助額

- 1 4. 収支計画には、新たに設備投資を導入して行う新規事業に係る売上/費用を計上すること。

なお、事業実施主体が別の既存事業を行っている場合には、新規事業を既存事業と区分して計上すること。この場合、新規事業と既存事業に係る共通経費が存在する場合は、新規事業に直接必要な経費のみを計上すること。

また、収支計画の作成にあたっては、以下の点も留意すること。

(地域資源活用費)

- ・新規事業に直接必要な地元原材料費等の経費を計上すること。なお、地域金融機関等の融資可能額の算出に必要なキャッシュフローの算出を目的としているため、減価償却費を含めないこと。

(地域人材活用費)

- ・新規雇用人員が既存事業にも従事する場合は、従事割合に応じて、新規事業に直接必要な経費のみ地域人材活用費に適切に配賦すること（同様に、既存人員が新規事業にも従事する場合は、新規事業分の経費を地域人材活用費に適切に配賦すること）。また、その場合に計上根拠を明示すること。
- ・なお、経費の正確な計上のためには、業務体制を洗い出し、必要な工数を検討し、具体的にどの職員がどの業務を担当するのか、実際に担当可能な業務量であるかなどを検討すべきものであること。

(注) 事業実施時には交付金事業の経理を区分して管理すること。

- 1 5. 事業の採択にあたっては、以下が参考となるものであること。

- ① 上記10. に掲げる各種効果の高いビジネスモデルを有すること
- ② 適切な地域金融が確保されているものであること
 - ・投資効果が高く、融資の確約があるもの
 - ・地域金融機関（6. 後段の場合は商工会議所等）が事業性を十分審査し、事業キャッシュフローの継続的な把握によりコンサルティング機能の発揮が期待されるものであること
- ③ 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画を策定済み又は策定中である（策定に取り組んでいる）こと

※ なお、都道府県分の事業については、都道府県が当該事業に関する市町村の創業支援体制構築に関する助言や周辺市町村との調整な

ど、市町村に対する計画策定及び実施段階での支援が行われていること

- ④ 地域課題の解決に資するもの（公益的な外部効果の高いもの）
 - ・事業の実施により、自治体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること
 - ・他の同様の公共的な地域課題を抱える自治体に対する展開可能性があること。
- ⑤ 事業の新規性（地域での既存事業との非競合性）
- ⑥ 事業立ち上げに直接必要な経費として、初期投資経費については、地域における生産・サービス拠点の創出に資する建築・設備工事費や製造設備の購入費等の設備投資に要する経費（ハード）が主要な内容となっていること
- ⑦ なお、以下の事項に該当するものを除く
 - ・研究開発段階での投資であって、事業化前段階と思われるもの
 - ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）及びフィードインプレミアム制度（FIP）に係る設備購入費に直接充当されるもの

16. 重点支援項目について、以下のとおりとする。

- ・地域脱炭素の推進に特に関連する事業：国費 3/4
- ・地域の若者や女性の活躍に特に関連する事業：国費 3/4